

平成 25 年度
第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

【日時】 平成 25 年 10 月 3 日（木）18 時 30 分～19 時 30 分

【場所】 北広島市役所本庁舎 2 階会議室

【出席者】

◇子どもの権利推進委員会委員

渡辺委員、福与委員、只石委員、堀委員、斉藤委員、大西委員、新見委員、
矢崎委員、杉村委員

◇事務局

徳村保健福祉部次長、仲野児童家庭課長、冨田児童家庭課主査、
菅児童家庭課主事

【欠席者】

◇子どもの権利推進委員会委員

中川委員

【傍聴者】 3 名

○会 長 これより、第 2 回北広島市子どもの権利推進委員会を開催します。いろいろな意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それでは日程の 2 番目ですが、推進計画策定のスケジュールについて、事務局からお願いします。

○事務局 推進計画策定のスケジュールにつきまして説明をさせていただきます。
お手元にお配りしております資料 1 をご覧ください。子どもの権利推進計画策定スケジュール案という形で記載しております。前回説明いたしましたが、今年度の推進委員会は 5 回開催を予定しております。今年度としましては、今回が第 2 回となりますので、その後 3 回あるということになります。

平成 25 年度 第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

○事務局 それから来年度ですが、同じような形で委員会を開催していこうと考えておりました、平成 26 年度中を目途に計画を策定したいと考えております。また、平成 27 年度から実際に推進計画を開始したいと考えております。条例が制定されたということもありますので、できる限り早めに計画を進め、施策を推進していきたいと考えております。市民参加手続としてのパブリックコメント等を行う必要がありますので、そこから逆算いたしまして、できれば答申につきましては、9 月の下旬ないし 10 月上旬までとし、皆様にご審議いただきたいと考えております。以上説明させていただきました。よろしくをお願いします。

○会 長 ありがとうございます。ただ今、事務局から平成 25 年度、それから平成 26 年度の 9 月上旬から 10 月頃までに答申をしたいというお話がありました。何か意見がありましたらお願いします。
それでは、A 委員どうぞ。

○A 委員 子どもの権利推進委員会の根本的なことをお聞きしたいのですが、条例を制定するときに答申を出したときには、「子どもの検証委員」という名称でした。ほかの自治体では「子ども委員」や「権利検証委員」と呼ばれているところがありまして、子どもの権利条例がしっかり施行されているかどうか検証する委員という話だったのですが、それだけではなく、推進していくことも必要だということで北広島市では「子どもの権利推進委員」ということで決まったということでしょうか。

条例には第 26 条に「子どもの権利の保障を推進するため」とあり、同条第 2 項にも「推進委員会は市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらの事項に関し自ら必要と認めるものについて、市長に意見を申し出ることができ」とありますが、推進計画を策定するところまでのお話で解釈しました。これは推進計画を策定するという事務局側からの提案ということなのでしょうか。

○会 長 事務局からお願いします。

平成 25 年度
第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

○事務局 同条第 2 項第 1 号にございますが、前回説明しましたとおり、推進計画策定に関しましても子どもの権利推進委員会委員の皆さまにご審議いただき、必要な意見を述べていただくということになっておりますので、この推進委員会につきましては、推進計画を策定していただいて、計画に基づいて施策を推進していくというような流れになるものと考えております。

○会 長 A 委員、よろしいでしょうか。

○A 委員 では原案を作るのは、事務局側ということですか。

○会 長 事務局からお願いします。

○事務局 事務局からのたたき台を作らせていただいた上で、皆さんにご審議いただき、当然フィードバックもあると思いますので、その上で修正点を直していくという流れで考えております。

○会 長 よろしいですか。ほかに何かありませんか。

(なし)

○会 長 それでは、推進計画のスケジュールにつきましては以上とし、計画期間について事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、子どもの権利推進計画の計画期間について説明いたします。
計画期間につきましては推進委員の任期、つまり 3 年ということが条例でうたわれています。同じ 3 年の中で進行管理、検証していただいた上で次の計画に反映していただくという流れで考えております。
実際の計画開始は、先ほど説明しましたが、平成 27 年度当初を予定しています。平成 27 年度の計画の推進状況について平成 28 年度に検証を行い、その後平成 28 年度中に新しい推進委員の任期が始まりますので、検証結果を見ながら平成 29 年度の計画策定に反映させていただくということになります。そして、平成 30 年度から新しい計画が動き出すというサイクルになると考えております。

平成 25 年度
第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

○事務局 委員の任期が 3 年ということもありますので、計画期間を長く設定をすると検証だけ行い、計画が作れなくなってしまう任期の委員がいるということも考えられますので、委員の任期に合わせて 3 年サイクルで計画を作らせていただきたいと考えております。以上、ご審議よろしく申し上げます。

○会 長 ありがとうございます。事務局からは推進委員の任期が 3 年ということでのこの推進計画を進めていくということなのですが、この件につきまして何かご意見ございますか。

(なし)

○会 長 事務局からあったように、推進委員の任期が 3 年ということで、この計画も 3 年の任期期間の中でやっていくということでのお話でしたが、それについて異議はありませんか。

(なし)

○会 長 それでは、推進計画の体系について事務局からお願いします。

○事務局 それでは引き続き説明させていただきます。

資料 3「推進計画の体系について」をご覧ください。各自治体では、子どもの権利に関する条例について条例の構成、推進計画の構成はさまざまになっております。例に挙げている 3 市については、それぞれの保障されるべき権利、あるいはそれぞれの施策の体系につきましてはある程度章立て、あるいは条の中に項、号としてまとまった形で記載されているものの例を挙げております。ほかにも策定している市町村もございますが、そちらについては一つの条の中にすべて網羅しているものや、そういった体系ができていない市町村がメインになっております。

こちらは、条例の構成と計画の体系の相関図ですが、今回は参考として多治見市の推進計画、後期計画を資料として付けさせていただいております。14、15 ページをご覧くださいなのですが、基本理念がありまして、目標、施策の方向とその枝となる推進施策という体系になっております。この施策の方向の 4 点につきましては、多治見市の条例のそれぞれ 4 本の柱に直結して構成されたものとなっております。

平成 25 年度
第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

○事務局 上越市、札幌市のいずれも条例の構成はそれぞれ 6 本立てという形になっておりますが、推進計画につきましてはそれぞれ 3 本、4 本という形になっております。しかも推進計画につきましては、札幌市に例えれば、「子どもの意見表明・参加の促進」、「子どもを受けとめ、育む環境づくり」等といった項目立てとなっておりますが、この環境が複数の施策が条例の項目にまたがり、それぞれが絡み合っている形になっていません。

 せつかく皆様にご審議をいただいて、条例の体系を整備するので、条例を見て計画を見れば、これが対応していると分かるものを作りたいと考えております。多治見市のような形で、権利として 4 類型を作らせていただいたのですが、その類型ごとの具体的な推進計画の体系というものを策定していただきたいと考えております。

 以上提案いたします。よろしくお願いいたします。

○会 長 ありがとうございます。事務局から多治見市等の条例の構成、それからその条例の構成に伴った体系についてお話がありました。多治見市の場合はそのまま 4 項目がそのまま体系になっており、上越市や札幌市についてはそれぞれ別に体系が作られているということです。北広島市の場合は第 2 章の子どもの権利のところ、4 つの子どもの権利があります。この部分が構成のところにあります。それで、事務局からはこの 4 項目を頭にしながら計画の体系付けをしたらどうかというご提案でしたが、何か意見等ありますか。B 委員、どうでしょうか。

○B 委員 体系作りの参考になるところをもう少し勉強してお返事できると思いますが、分かりやすい体系がいいと思います。

○会 長 ありがとうございます。C 委員、どうでしょうか。

○C 委員 私も多治見市のように構成と体系が一体化されていた方が分かりやすいかと思います。

○会 長 ありがとうございます。D 委員はいかがでしょうか。

平成 25 年度
第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

○D委員 ここで見た限りですが、北広島市の子どもの権利に加えて、札幌市の子どもの育ちや成長にかかわる大人への支援というのにも必要になってくるのではないかと思うので、これをどこかに折り込められればいいと感じました。

○会 長 D委員から、札幌市の大人への支援、要は子どもの権利をいろんな形で推進していく大人側の考え方などを盛り込んだらいいのではないかという意見がありました。E委員、いかがでしょうか。

○E委員 私も条例の構成の項目と計画の体系が一致して分かりやすいような形にしていくのがいいのではないかと考えます。

○会 長 ありがとうございます。F委員、いかがでしょうか。

○F委員 はっきり言ってよく分かりません。これだけの資料で「何か言え」と言われても、正直言って私としては言いようがないというのが初めての感想です。

ただ、大人への支援と意見をいただいて、大人への支援が学校現場では必要だと私は強く思っています。子どもを守るのは、誰から守るのか。子どもがやりたいことをやっても、その周囲には必ず大人がいるのです。その大人を何とかしなければ子どもの夢の実現はできないし、あるいは子どもの障害になる大人がいるというこの現実を対応できて、初めて子どもの権利条例が活きるのではないかなと思います。

それで今日一つだけ言おうと思っていたことをついでに言わせていただきますが、子どもの権利条例はでき、こうやって私も会議に出ています、学校は何もしてないのです。でも、学校では「当たり前」のように「当たり前」の指導をしているのだけど、その「当たり前」の指導が我々にとってみれば「当たり前」だが、学校では子どもに子どもの権利条例のことをまだ教えていないということが最大の問題ではないかと思っています。今日、それだけは言わせていただきたいと思って来ました。

平成 25 年度
第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

○F委員 だから、これだけの資料で「推進体系についてどう思いますか」と言われても、反対とは言いませんが、なかなかいいとは言えません。現実には子どもを目の前にして、保護者との子どもの関係がうまくいってない家庭も目にしながら、学校と子どもの間はうまくいっているようだが、それでも学校に対してストレスを感じている子どももいるのであろうと考えながらやっているのです、すみませんが、もう少し体系についての資料を提示していただければ、お話できるのではないかと思います。以上です。

○会 長 ありがとうございます。F委員からこれだけの資料ではなくて、もう少し理解できるような資料が欲しいということと、実際に教育現場で実践していく中では、やはり学校の先生方の意識だとか、そういった部分で大人へのかかわりや支援が必要ではないかというお話がありました。
事務局からどうぞ。

○事務局 F委員から学校に対する子どもへの教育というお話でしたが、小・中学校それぞれに福祉読本というものを作っておりまして、小学校については権利条例が施行される前から福祉読本に若干掲載をしておりましたが、今年度にちょうど更新の時期を迎え、福祉読本の編集委員会からその部分をふくらませていけないかということでのご提案をいただいておりますので、教材として活用できる方法を考えていきたいと考えております。中学校については、今まで条約の話は多少載っておりましたが、子どもの権利条例が施行されましたので、編集委員会から案をいただいてこちらで内容を確認させていただいている状況でございます。そちらも教材として活用できる方法があるのではないかと考えており、そのように対応を考えているということでご理解いただければと思います。

○会 長 ありがとうございます。ただ今、事務局からそれぞれの学校で対応できるようなことをこれからも考えていきたいというお話でした。
A委員、何か意見ありませんか。

○A委員 私は、今回の会議で事務局にいろいろお聞きしたいなと思っていたことがありました。計画策定するにあたって、私たちもいろいろな資料が必要と考えていました。それで、条例について解説文付きの条文があると思うのですが、それをまず配布していただきたいと思います。

平成 25 年度 第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

○A 委員 それと、北広島の子どもの実態が分からないと、計画を評価してくださいと言われても評価もできませんし、アンケート調査等で教えていただきたいと思ひまして、いじめ、不登校、虐待などいろいろ資料として出していただけるのではないかと思ひました。親の貧困率によって、子どもの進学などの問題が北広島市ではどうなっているのかと思ひています。

あと、啓発活動も 4 月 1 日に条例が施行されていますのでどんなことをされているのか、また今後どういう予定なのかというところも知りたいたいと思ひます。

また、救済委員の活動についてですが、北広島市の内容として現在の相談件数、どんな内容なのかというところを教えていただきたいと思ひます。

最後に先ほど説明があったので、子どもの権利条例が施行されてからカリキュラムとしてどのように入れていくのかということも教えていただきたいと思ひています。

○会 長 A 委員から条例の解説などの資料も含めて準備していただければありがたいという話でした。事務局はどうでしょうか。

○事務局 今年度の啓発の活動内容について説明します。

まず 4 月に広報紙に全面施行されたという記事を掲載しましたが、その後、救済委員が決まったという記事を 3 カ月後に掲載しています。当初、電話と面談による相談体制でスタートしましたが、今回メールとホームページのフォームの相談を新たに追加しまして、先日の広報に掲載したというのが今の状況です。それから、保育士研修というものがあまして、その中で子どもの権利に関する出前講座を開催しました。今後の予定ですが、11 月は子どもの権利月間になっておりますので、子どもたちに直接手に渡るようにカードの作成を考えていまして、その中には電話番号、メールアドレスのほかに QR コードを入れて、例えば子どもたちが布団の中に潜って QR コードを読み込めばすぐにメールを送ることができ、相談できるというような体制を考えています。それから、条例の解説文につきましては完成していますが、若干調整等が出てきますので、それが終わりましたら皆様のお手元に届くように手配しますので、よろしくお願ひします。

○会 長 ありがとうございます。皆さん、そういうことで了承いただけますでしょうか。

平成 25 年度
第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

- A 委員 ほかの資料については今後よろしくお願いします。
- 会 長 それでは、次に G 委員から何かありましたらお願いします。
- G 委員 先ほど A 委員がおっしゃったことについてですが、救済委員の活動や相談が始まったのですが、実際に半年間やってどのぐらいの相談件数があるのか、分かれば教えていただきたいなと思います。
- 会 長 事務局はすぐ答えが出ますか。
- 事務局 現在継続中の案件で延べ件数 6 件、実件数では 1 件となっており、その相談は引き続き対応しているという状況です。以上です。
- 会 長 相談は延べ件数 6 件、実件数 1 件だということですが、何かこのことについてありますか。
- G 委員 いえ、次に推進計画の体系についてなのですが、北広島市の条例の構成ということで「安心して生きる権利」、「守り守られる権利」、「健やかに育つ権利」、「参加する権利」の 4 つに分けて、それぞれに対応するような形で計画の体系を作っていきたいというお話が先ほど事務局からありました。
例えば多治見市では条例の構成が子どもの権利の普及ということで、それに対応する形で子どもの権利意識の向上、権利感覚の育成とスムーズにいくような形になっていますが、北広島市子どもの権利条例の中の「安心して生きる権利」等のそれぞれに対応するとなると、例えば救済体制の充実や相談窓口の整備等、必要なことではあると思うのですが、この条例の構成にしてそれに対応させるというのは難しいかと感じていますが、事務局はどうお思いでしょうか。
- 会 長 事務局からお願いします。
- 事務局 例えば相談体制、救済体制については、第 8 条第 1 号に「権利の侵害から逃れられ、権利の侵害を受けたときに支援や救済を求めること」と記載されています。それから啓発については、第 9 条第 5 項に「自分の幸せな未来の実現に向けて、必要な情報を得ること」と記載されていますので、このように対応させていくことになるかと考えています。

平成 25 年度
第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

- 会 長 G委員、今の説明でどうでしょうか。
- G委員 それでは、例えば救済活動の整備等の場合は、また別な項目をその推進計画という形では出さなくてもいいということなのでしょうか。
- 会 長 事務局からお願いします。
- 事務局 支援や救済の体制の整備も、支援や救済を求めることがきちんと図られるためにやることです。ここにぶら下がってくるというようにお考えいただけますと思います。
- 会 長 よろしいでしょうか。それではH委員、いかがでしょうか。
- H委員 数名の方からお話があったように、この後 3、4、5 回と委員会が開催されるものですから、その中でももう少し具体的に、詳しい資料等がそろった中で考えさせていただきたいというのが 1 点です。
もう 1 点が実際にそれを子どもたちに説明するときに現場の方が困ることがないように、あと、私たちが直接子どもに話をするときに「この項目のこの部分だよ」と様々な年齢の子どもたちが見ても分かりやすいような計画の中に少しでも多く入っていることを望みます。この 2 点です。
- 会 長 ただ今、H委員から資料をもう少し欲しいということと、体系づけるときは子どもたちに分かりやすく説明できるようなマニュアルみたいなものがあれば話しやすいというお話がありました。
事務局からどうぞ。
- 事務局 各委員さんがおっしゃったとおり、資料不足等でご迷惑をおかけしてしまい、大変申し訳なく思います。最初の委員会の中でも、章違いのところについてもう少しお話すべきところを早く終わってしまったこともございまして、大変申し訳なく思います。
それから会議にあたりまして、これから推進施策の策定に入るものですから、より限られた時間の中で議論しなければいけないため、会議資料をできるだけ早めにお送りさせていただいてご検討いただくという形で考えております。

平成 25 年度
第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

- 事務局 それから先ほど推進施策の方向、また推進施策の関係でお話ございましたが、確かに条例の構成から考えていきますと非常に結びつけにくい言葉の中で言っておりますので、あとは計画の作り方だと思います。大きな柱、また中間の柱のようなもので結びつけていくという方法もございますので、また事務局で考えてご提案をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます
- 会 長 ただ今、事務局から資料が少なかったことと、今後の計画体系の推進等については、先ほど確認したスケジュールの中で体系付けの方向等について話し合いをすることになるので、できるだけ先ほど確認した 4 項目を柱にしながらか計画を進めていくのがいいのではないかというお話が多くありましたので、これから計画体系を作成するときには条例の構成と計画の体系との整合性が取れている形で考えるのがいいと思っております。
F 委員、申し上げます。
- F 委員 多治見市の資料を作った経緯を教えてくださいませんか。
- 会 長 事務局から多治見市さんの資料を用意した理由について説明してもらってもよろしいでしょうか。
- 事務局 この資料については今回推進計画の体系についてもご審議いただくところでしたので、その体系の最終的な形の一つの例として提示させていただいたというのが 1 つ目の理由です。それから、今後施策の推進計画を作るにあたり、項目立てを進めるための参考資料として提示させていただいたというのが 2 つ目の理由です。
- 会 長 ありがとうございます。F 委員、申し上げます。

平成 25 年度
第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

○F 委員 現在、条例第 2 章に事務局が推進計画の体系で条例の構成というところに挙げている 4 つの権利があります。推進計画を策定するにあたり、第 2 章の項目において、上越市のように 3 項目、そこから 6 項目に持つていくような形にしたいという趣旨なのでしょうか。子どもの権利条例の権利を 4 つ挙げていますが、例えば多治見市であれば子どもの権利の普及などの 4 項目になっています。それで、このように多治見市を用意されていながら、その条例の構成の体系に対する見方が違うのではないかと思います。憲法においても人権を保障するための権利というものがあるわけですね。だから「安心して生きる権利」から「参加する権利」までの 4 つをどうするかというところが、計画の体系の中に必要ではないかということは何となく皆さんが感じていて言いそびれているように思うのです。

したがって、この条例の構成の見方をいま一度検討していただいた上で、多治見市のようなシステムにするのか、それとも上越市のようにするのかを次回の会議までにこの条例の構成の部分の見直しをお願いします。例えば子どもの権利の侵害からの早期救済という体系がどこから出てくるのかということが、この条例の構成の 4 つの権利からは見えてこないのですよね。事務局としてはいかがでしょうか。

○会 長 事務局からお願いします。

○事務局 多治見市の状況を見ていただくと分かるとおおり、条例の構成の文言そのものが計画の体系にそのまま落とし込まれているというわけではありません。それを具体的にどうするかというワンステップが条例から推進計画へ動くという過程の中で推進計画を作っているという体系になっています。

今回の事務局の案としては、「安心して生きる権利」に挙げられている各号の項目の中で、それをどうするのかという具体的な文言として整理した上で、計画体系の柱の文言にしていきたいと考えていたところであります。

○会 長 F 委員、どうですか。

○F 委員 そうすると、第 2 章以外の第 1 章から第 6 章、第 7 章、第 8 章、雑則までありますが、それらの扱いは、この「4 つの権利」と表現されている項目の中に生きてくるという考えでよろしいのでしょうか。

○会 長 事務局からお願いします。

平成 25 年度
第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

- 事務局 例えば第 5 章の相談及び救済に関して言えば先ほどもご説明したとおり、第 8 条の中にもその文言はありますし、同じようにそれぞれの権利の中に反映させていくというようにご理解いただければと思います。
- 会 長 F 委員、今の事務局の説明でよろしいでしょうか。
- F 委員 条例の構成の 4 項目は認めますが、この資料にある計画の体系を見てからでなければ、「分かりました」とは言えないと思います。なぜかという、「安心して生きる権利」から「参加する権利」までで子どもの権利条例すべてを網羅できると思えません。逆に言うと、無理に入れるから難しくなるし、上越市は「少数の立場に属する子どもの権利」、「知らされる権利」が「子どもの権利侵害からの早期救済」となっていますが、これがさらに分かれて「相談窓口の整備、関係機関との連携体制の整備」というのは、どうしてこうなるのかと私は思います。以上です。
- 会 長 事務局お願いします。
- 事務局 若干、説明不足の部分があり申し訳ありませんが、上越市も札幌市も、条例からそのまま計画に 1 対 1 で対応しているわけではないという例で、今回その部分を網かけして提示しているのですが、全体が複数のものに対応しながらそれぞれが絡んでいるので、1 対 1 の形ではないという構成だにご理解いただければと思います。
- 会 長 F 委員、どうぞ。
- F 委員 それであれば、多治見市は分かりやすいと思います。それは条例の構成から計画の体系がはっきり見えるからです。この「安心して生きる権利」と「参加する権利」は、第 2 章の各項目の中で繋がっていると言われたら分かりますが、それを子どもたちに説明するときに無理が生じるのではないかと思います。

平成 25 年度
第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

○会 長 そうすると、一度事務局から計画の体系等について何か出していただくということですか。

○事務局 これから個別の施策についてご審議いただきますが、最終的にまとめていく段階でまたご提案いただけたらと思いますので、最後のまとめの段階で、もう一度振り分けなおしの可能性は当然出てくるかと考えております。それで、具体的に施策の中身を見ていただいた上で判断をいただければと考えておりますので、よろしくお願いします。

○会 長 ありがとうございます。F委員、今の事務局の説明でよろしいでしょうか。

（F委員、異議なし）

○会 長 推進計画の体系についてほかにご意見等ありませんか。

（挙手なし）

○会 長 では、先ほどF委員から、今のところ学校の中で子どもの権利条例について何もしていないという話があったのですが、それぞれ皆さんの状況の中で、例えば施設であれば子どもの権利条例等についてどのようなことを子どもたちに意識させているのか、ほかには障がいのある方々で子どもの権利条例を子どもや大人が意識しているのか、それぞれ皆さんの所属しているところでの状況について話していただいてもよろしいでしょうか。

○D委員 施設では、施設に入った子どもたちに権利と義務ということで子どもの権利条約に基づいたものがあるってパネルにして貼っているのですが、生活の中でどのようにして子どもに伝えているかというところでは、F委員がおっしゃったように、日々の子もたちとのかかわりの中で当たり前支援の中で大人たちが意識をしている限りであって、子どもの権利のことを子どもに伝えようと別個で分けてやっていません。

なので、これは大人が権利条約に関して北広島市でも打ち出しましたが、それをどう進めて、子どもに伝えていくかというところがまだ足りないのではないかと思います。

平成 25 年度
第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

○会 長 ありがとうございます。施設では子どもの権利条約の権利と義務についてはパネルにして置いているとのことでした。E委員はどのような状況でしょうか。全体的なものが言えるかどうか分かりませんが、よろしく願いします。

○E委員 勉強不足で全体的なことがお話できませんが、障がい者の場合、まず障がい者の権利というものがありますし、虐待防止条例等が整備されています。子どもであっても障がいがあれば、まずは障がい者として福祉の立場で守られています。しかし、制度の改正があり、障がいのある子どもであっても児童福祉法で体系づけられていくということになったと思います。

それでも、どうしても「子ども」ということを考える前に、私たち親も「障がい」、「障がいがある」、「障がい者」、「障がいのある者」として考えてしまっているところが多いので、障がいがあろうがなかろうが、まず子どもとしての権利ということをこれから私たち障がいを持つ親たちも学んでいかなければならないし、障がい者団体の活動としてそういったことに取り組んで啓発していく必要があるのではないかと考えているところです。

○会 長 ありがとうございます。先ほど、A委員から同じようなお話がありましたけど、A委員は実際にご自宅でお子さんがいると思いますが、この子どもの権利条例についてどういうお話を家族の中でしていますか。

○A委員 子どもの権利条例検討委員会の時まで遡りますが、まず検討委員をやってもいいかというところから子どもに聞き、会議の内容等も話してきました。あと、個別の学習会がある時には参加してもらったりしてきました。今は高校生なので自分で判断させていますが、まだ高校生という年代は十分な知識を持っているわけではないので、分からない部分は相談しながら対処しています。

○会 長 ありがとうございます。先ほど、F委員からは支援する大人側の考え方が大切ではないかというお話がありました。やはり学校等でも先生が子どもたちにきちんと権利の話がされるような状況がなければ、なかなか浸透していかないものだと思います。

平成 25 年度
第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

○会 長 お話を聞いている中では施設ですらあまり浸透していないようですから、実際に推進計画を立てていくとなる時に、やはり先ほどH委員からありましたように、子どもに説明する時に分かりやすいような内容のものを作らなければならないと思います。大人が分かっている、保障すべき子どもに理解されないような権利であれば良くないと思います。そういった部分についてF委員からお話を聞ければと思っていました。先ほど言っていたので、ほかの団体等はどうなのかと思い、質問しました。

○F委員 発言してもよろしいでしょうか。

○会 長 どうぞ。

○F委員 教育現場で何もしていないと話題を切り出してしまいましたが、何もしていないと思われたら困るので、フォローさせていただきます。

教育現場では何もしていないわけではありません。これまでどおり、所定の内容を学習指導要領に基づいて指導しております。また、さまざまな生徒指導の事例の中で、現在は「自己有用感」、多治見市の場合は「自己肯定感」と書いてありましたが、その自己有用感を持たせられる指導、そして自己有用感を持たせられるということは、自分が大事されるから相手も大事にしなければいけないと考えることになります。

これはどちらが先かということではありません。そんなことは教育現場では日常できちんとした指導がなされていると思います。ただ、いじめや不登校の原因になっているのではないかと問われたら、それは人間関係のトラブルも含めて私たち教員にも責任があるかもしれないし、子ども同士でも理解が及ばない事例というのが多々あります。「こんなことがいじめになるとは思っていなかった」という言葉が、中学生から出るといった状況もあります。ですから、そう考えると我々は何もしていないわけではないのですが、北広島市の教職員でありながら、子どもの権利条例を特に取り扱った取り組みがないのはいかがなものかと思っておりますし、先生方には条例のことは周知されています。それでも、周知されていても「当たり前」のようにやる「当たり前」の指導の中で、北広島市にいる教職員なのだからこの子どもの権利条例を使った指導ができて然るべきだろうと考えています。現場では何もしていないと言ってしまったのですが、そういった前提で申し上げたことですので、ご理解いただければと思います。

平成 25 年度
第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

○F 委員 もう一つ、大人がかかかわると子どもはなかなか自分に自己有用感が持てない現状があります。その原因の一つには教師があると思います。もう一つは保護者かと思っています。また友人関係や先輩後輩関係がないわけではないと思います。その中で自分が人としてこれからずっと生きていかなければならないわけです。私は北広島市に生まれて、北広島市で育ったら、北広島市に税金を払い、北広島市で生まれ育って良かったと思える人を作りたいと考えていますが、そう思う土台がやはり子どもの権利条例であるのではないかと思います。子どもにそれを教えても、子どもがそれをやれない環境にしているのはやはり大人ではないのかと思います。

 それが先ほど言った教師であるかもしれないし、保護者であるかもしれない、そしてまた隣近所にいる大人もそうかもしれない。それも含めて子どもの夢を実現させ、子どもの人としての権利を認める環境設定があって然るべきだと思います。この 4 つの権利からそれが計画の体系に出てくるようですが、そのためには項目を追加してはどうかという考えがあったものですから、最後に出てくるってことが分かれば、私はこれ以上食い下がることはありません。

 もう少し言わせてもらえれば、家庭が子どもを育て切れていない、もっと言わせていただければ、親にはなれるけどそう簡単には親はやれないというところを私はいつも言っているのです。そういった部分が今、公的な機関や学校が頑張らなければならない場所になってきているのかなという思いがあるものですから、お話をさせていただきました。以上です。

○会 長 ありがとうございます。ほか、皆さんご意見ありませんか。
 A 委員、どうぞ。

○A 委員 事務局にもう 1 つ質問したいことがありまして、いじめ防止法について、北広島市ではどういう動きをしているかお聞かせいただきたいのですが。

○会 長 事務局、お願いします。

平成 25 年度
第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

○事務局 直接の所管課は教育委員会の青少年課になりますので、間接的な形でしか話は把握していないのですが、先日、北海道で条例を制定するというところで説明会が開催されました。私も参加させていただいたのですが、道条例の枠組みがこれからどうなるのかということと、国の計画が現時点で若干遅れているようです。指針もまだ出ていない状況ですので、そこが見えないと各自治体も手戻りになるということもあるという話は聞いております。道条例につきましても各地域を回って説明会を開催し、今後策定するという流れで話を聞いておりますので、そちらの動向も見なければならぬと思います。以上です。

○会 長 ありがとうございます。ほかに何かございませんか。
G委員、お願いします。

○G委員 先ほど、D委員が施設で権利と義務のパネルが貼ってあるっておっしゃっていたことについて、以前に施設の中に入れてもらった際に見たことがあり、もちろんご存知だと思いますが、この子どもの権利というのは生まれながらに持っている権利なので、義務はつきません。義務とは関係なく、どんな人でも当たり前生まれながら持っている大事なものであるということを認識していただきたいと思ひまして、一言言わせていただきました。以上です。

○会 長 D委員、お願いします。

○D委員 ありがとうございます。もちろん権利に義務が入らないのは存じておりますし、施設の中では、子どもの権利条約の内容を織り込んだ形で子どもの権利をどのように子どもたちに伝えていくかということで、独自に権利と義務を設定しております。自分たちが守られる権利と同時に、ほかの子どもたちの安全、安心も守らなければいけないということで義務を盛り込んでおります。施設ではそういう形で子どもたちに示しています。以上です。

○会 長 G委員、今の説明でよろしいですか。

(異議なし)

平成 25 年度
第 2 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

○会 長 そのほか、何かございませんか。
 事務局からお願いします。

○事務局 別件になりますが、11 月は子どもの権利月間と同時に児童虐待防止月間
でもあります。今年に関しましては、児童虐待防止講演会を現在計画して
おりまして、皆様にも今後ご案内差し上げる予定です。今のところ、11 月
19 日に北海道大学の松本教授をお招きして講演会を開催する予定ですので、
もしご都合がつけば、ご参加よろしくお願いいたします。以上です。

○会 長 事務局から 11 月に予定されている児童虐待防止月間の計画として、11 月
19 日に北海道大学、以前は札幌学院大学の教授でしたが、松本伊智朗さん
を呼んで虐待等について講演会を行うとのことです。皆さんご都合がつけ
ば積極的に参加していただければと思います。

 あとはよろしいですか。挙手がないようなので、終わりにしたいと思
います。それでは、第 2 回北広島市子どもの権利推進委員会終わらせてい
たできます。ありがとうございました。